

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自治体の給食費無償化に関わる予算要望特集号） 2025年8月28日 NO.745

全国知事会、東京都、特別区長会、東京市長会、町村会が、昨年度に引き続き、学校給食費の無償化を国や東京都に要望

【子どもの声を反映した政策の推進と国地方の協働強化に関する提言】

学校給食費の無償化の実現に向けては、学校給食に関する地域の実態等を考慮し、臨時交付金のような一時的な措置ではなく、国全体として負担の在り方を抜本的に整理した上で、地域間の差や競争が生じることのないよう、国の責任と財源において具体的な施策を早期に示すこと。その際、学校給食を通じた「食育」、「地場産物及び国産食材の活用」を一層推進する観点から、地方が独自に行う地産地消や食育の取り組みも十分考慮すること。また、給食無償化実施の前後に関わらず、物価高等の情勢の影響により保護者の経済的負担が加重しないよう、給食費増額分等についても支援すること。（全国知事会）

【国の施策及び予算に対する東京都の提案要求】 学校給食費の無償化

1. 子供たちの健全な成長を支える学校給食費の無償化を国の責任と財源において早期に実現すること。
2. 国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体の子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。（東京都）

【東京都の施策及び予算に関する要望書】 学校教育の推進

学校給食食材の価格高騰が継続しているなか、学校給食を安定的に提供するため、特別区が実施する学校給食への支援について、財政措置を継続すること。

また、国に対しては、学校給食法を改正するとともに、財政措置を講じ、国の負担において学校給食の無償化を進めるよう働きかけること。（特別区長会）

【東京都予算編成に対する要望事項】

学校給食費については、令和6年度より東京都公立学校給食費負担軽減事業及び都による支援が行われているが、各市独自の財源による実施は困難であることから、今後も都による支援を継続するとともに、全国共通の課題であることを踏まえ、居住している地域によって、教育費負担に著しい差が生じることのないよう、次の方策を講じること。

1. 学校給食費の全国一律での保護者負担軽減に向けた国への働きかけと都制度の継続

学校給食費については、子どもの健やかな成長を社会全体で支援していく必要から、早急に学校給食法を改正し、全国一律のいわゆる給食無償化を実現するために、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、市の負担が生じないよう必要な財源措置を早期に国へ働きかけること。また、都においては国の動向を踏まえて、市の負担割合が増加する場合はその差額分を補う等、各市がこの事業を持続していくことができるように財政支援を継続すること。（東京都市長会）

【東京都予算編成に対する要望】 学校給食費の負担軽減

学校給食の無償化について、国の負担による早期実現を引き続き要請するとともに、居住する自治体によって格差が生じることのないよう負担軽減を継続するなど、最大限配慮すること。
(東京都町村会)

学校給食費の無償化・公会計化に関する 東学の質問と都教委の回答（その1）

東京都では、2025年1月から62自治体のすべてで、無償化が実現しました。東京都による2分の1補助、8分の7補助によるものです。公会計化等については、都内自治体のほぼ半数（32自治体）で実施され、本年4月30日には文部科学省による「一層の推進」を求める通知が出されています。全自治体で、早急に公会計化を実施するべきです。また、給食費を始めとする学校徴収金については、2つの問題点があることを指摘してきました。コンプライエンス（法令の遵守）の問題と教職員の労働条件の問題です。

【学校給食費の無償化について】

質問1. 国は、小学校については「2026年度以降できる限り早期」に、中学校については「可能な限り速やかに」学校給食費の無償化を実現するとしています。東京都として、国による全額補助が実現するまで、都内自治体への補助を継続するべきと考えるが、どうか。23区への2分の1補助、市町村への8分の7補助を引き続き継続するべきと考えるが、どうか。

回答. 学校給食費については、国がその責任と財源において無償化を実現すべきものである。都は、令和6年度から、国に先行して、区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用の2分の1を支援するとともに、市町村に対しては、無償化に係る経費全体の8分の7相当までを支援している。

質問2. 東京都は、昨年度は、国に緊急要望を提出している。また、東京都は、無償化は、「国の責任と負担によるべきこと」との見解だが、国に対して、今年度も要望を提出する予定があるのか、あるいは既に提出したのか。

回答. 国への提案要求内容については、東京都政策企画局のホームページ上で公表している。

質問3. 学校給食法第11条第2項には、給食食材費は「保護者負担」としている。無償化＝公費化するためには、この条項の改正が必要と考えるが、どうか。また、法改正の要望を提出する予定はあるのか、あるいは既に提出したのか。

回答. 学校給食費については、国がその責任と財源において無償化を実現すべきものである。本年7月に、公表された骨太方針では、給食無償化について、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する、としている。

質問4. 所管外のことかも知れないが、学校給食費の無償化以外に、他の学校徴収金（教材費、移動教室・修学旅行費、卒業アルバム代など）の無償化も必要と考えるが、どうか。財政的に余裕のある東京都は、国による学校給食費の無償化後も、都内自治体への教材費等の学校徴収金の補助を検討するべきと考えるが、どうか。

回答. こちらは学校給食費の所管外のためわかりかねる。

質問5. 所管外のことかも知れないが、学校給食費の公会計化と学校徴収金の「外部委託」との関係の説明してもらいたい。両方とも、「学校における働き方改革」を目的としている。制度が別で無関係である、あるいは関係するのか、整理して説明してもらいたい。

回答. こちらは学校給食費の所管外のためわかりかねる。